

閣 人 人 第 224 号  
平成 27 年 3 月 26 日

(各府省官房長等) 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

行政手続法令を含む法令の遵守の人事評価への反映について

今般、行政手続法令に関する各府省における実施状況をめぐり、意見公募手続の結果の公示時期や提出意見の考慮等に関する改善策を含む「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について（平成27年3月26日総管管第29号）」が発出されたところである。

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする行政手続法令を始めとする法令の遵守は、国家公務員法において職員に求められる義務であり、また、職員に求められる服務規律の遵守及び公正な職務遂行の重要な要素となっている。

もとより服務規律を遵守し、適切に職務を遂行することは、人事評価の評価対象となるものであり、このため、法令の遵守について、人事評価において適切に反映されるよう徹底されたい。

以上

(別 記)

会計検査院事務総局次長

人事院事務総局総括審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局総務主幹

内閣府大臣官房長

宮内庁次長

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

特定個人情報保護委員会事務局長

金融庁総務企画局総括審議官

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省大臣官房長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長